

平成16年度競争入札参加 資格審査申請受付情報

(No.2)

平成16年10月13日

中小企業官公需関係担当課 御中

競争入札参加資格審査申請の受付について下記の機関より情報提供がありましたので、送信致します。

情報提供機関名

○独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

全国中小企業団体中央会

<http://www.chuokai.or.jp/>

(連絡先:03-3523-4904(連携組織推進部))

平成17・18年度役務競争参加者資格審査の申請受付について（公告）

平成17・18年度において、当機構が発注する調査、設計、測量等の役務（以下「役務」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）に必要な資格を定めたので、役務の競争に参加を希望する者は申請書類を提出してください。

平成16年10月1日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部

1 申請の方法点

(1) 定期の申請方法

当機構では、資格審査の実施に当たり、申請者の負担の軽減、事務の合理化等を図るため、従来の文書持参方式及び文書郵送方式に加え、国等の13機関が参加するインターネット方式による申請受付を行っています。

このインターネット方式により、国等の13機関に、申請書類を電子的に一括申請することが可能となります。

ただし、インターネット方式以外の場合（文書持参方式又は文書郵送方式の場合）は、従来どおり最寄りの支社等において申請する必要がありますので注意してください。

インターネット方式で申請するためには、インターネットへの接続環境を申請者において用意していただく必要がありますが、これらは全て一般的なものを使用できます。また、特にこのために必要となる入力プログラムについては、インターネット上で無料でダウンロードできます。

インターネット方式による申請は、平成16年11月1日から平成16年11月30日までに、4に掲げるアドレスにアクセスし、パスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成16年11月1日から平成17年1月14日までに入力プログラムをダウンロードし、平成16年12月1日から平成17年1月14日までの間に、申請用データを作成のうえ送信願います。

なお、申請は、インターネット方式又は文書持参方式若しくは文書郵送方式のいずれか一の方式により行い、二重申請のないよう注意してください。

(2) 随時の申請方法

平成17年4月1日からは、本社を除く全ての支社等（5(3)参照）において、全ての業種について随時に競争参加資格審査を実施します。

随時の競争参加資格審査においては、文書持参又は文書郵送による申請のみ受け付けますが、定期の競争参加資格審査と異なり、複数の支社等分の一括申請はできません。複数の支社等への競争参加資格審査を希望する場合には、それぞれの支社等に持参又は郵送願います。

2 資格確認を行う業種区分及び業務内容

当機構の業種区分と、それに対応する業務内容は、次のとおりです。

業 種 区 分	業 務 内 容
土木設計調査	土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等
建築設計調査	建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等
電気設計調査	電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等
機械設計調査	機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等
用地測量調査	用地に関する調査、測量、登記、財産整理等
測 量	土木測量（踏査測量、線路測量、配線測量、一般土木測量）、建築測量、航空写真撮影、航空測量、航空写真図化等
地 質 調 査	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
環 境 調 査	騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等
財 産 整 理	土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成、しゅん功図の作成、しゅん功図調整等
電波障害調査	テレビ受信障害調査等

3 競争参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争参加者に必要な資格は、次の各号の一に該当する者でないものとします。ただし、力については、その条件を満たしていることが必要となります。

- ア 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。）
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 次の(ア)から(ク)までに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に作業を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 機構に提出した書類に虚偽の記載をした者

- (キ) その他機構に著しい損害を与えた者
- (ク) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、入札代理人とした者又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- エ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- オ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（添付書類を含む。以下「申請書類」という。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- カ 次の業務を希望する者にあつては、次に掲げる条件を満たす者
 - (ア) 建築設計調査については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により建築士事務所の登録を受けていること。
 - (イ) 測量及び用地測量調査の測量については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により測量業者の登録を受けていること。
 - (ウ) 環境調査については、計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号に掲げる計量証明事業所の登録を受けていること。ただし、気象観測のみを希望する場合は、この限りでない。

(2) 資格審査

資格審査は、次の事項についてそれぞれ算定した点数の合計点数によって行います。

- ア 希望業種区分ごとの年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 業種区分ごとの有資格者数
- エ 営業年数

4 インターネットによる申請

インターネットによる申請を行う場合には、国土交通省インターネット受付申請案内に関するホームページ（<https://www.pqrc.mlit.go.jp>）を参照してください。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生開始の決定を受けた者（以下これらを「更生手続開始決定者等」という。）で、再度の資格審査を受けていない者については、インターネットによる申請はできませんので、持参又は郵送による申請を行ってください。

5 持参又は郵送による申請

持参又は郵送による申請を行う場合には、以下の(1)から(5)までにに基づき、申請を行ってください。

(1) 定期審査における書類の受付期間

申請方法によって受付期間が異なりますので、ご注意ください。

持参による申請：平成16年12月1日から12月20日まで（土曜日及び日曜日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

郵送による申請：平成16年12月1日から12月10日（当日消印有効）まで

（参考）インターネットによる申請：平成16年12月1日から平成17年1月14日まで

(2) 随時審査における書類の受付期間

(3)に掲げる地方機関において、平成17年4月1日以降、持参又は郵送による申請のみ受け付けます。受付は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く日の午前10時から正午までと午後1時から午後4時までとします。

(3) 申請書類の提出場所

定期審査の場合は、申請書類を次に掲げる最寄りの支社等へ持参又は郵送してください。また、随時審査の場合は、申請書類を希望するそれぞれの支社等へ持参又は郵送してください。

支社等	担当課	住所	電話
盛岡支社	契約課	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通1-41 (JR盛岡支社ビル)	019(626)9621
東京支社	契約課	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-11-1 (メトロポリタンプラザビル)	03(5954)5215
関東支社	契約課	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 (住友不動産上野ビル5号館)	03(3845)7055
大阪支社	総務課	〒531-0071 大阪市北区中津1-6-24 (世界長ビル)	06(6374)7954
札幌工事事務所	総務課	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 (伊藤ビル)	011(231)3456
北陸新幹線建設局	契約課	〒380-0935 長野市大字中御所字岡田 45-1 (山王ビル)	026(223)9647
北陸新幹線第二建設局	契約課	〒930-0856 富山市牛島新町5-5 (インテック明治生命ビル)	076(433)8954
九州新幹線建設局	契約課	〒812-8622 福岡市博多区祇園町2-1 (博多祇園21ビル)	092(283)9604
名古屋建設局	総務課	〒460-0008 名古屋市中区栄1-6-14 (御園座会館)	052(231)4832

(4) 申請書類及び提出方法

申請書類は、次のアからクまでに掲げる書類（競争契約参加資格審査手続の簡素化に関する申合せによる統一様式）です。

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1-1、1-2、1-3）
- イ 営業所一覧表（様式2）
- ウ 業態調書（選択様式1）

- エ 申請者が法人である場合は、商業登記簿謄本又はその写し
- オ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し
- カ 財務諸表類（申請者が法人であるときは、申請をしようとする日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人であるときは、申請をしようとする日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書）
- キ 納税証明書の写し
- ク 代理申請に係る委任状（選択様式2）

（注）建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争への参加を希望する業種区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、イ、エ及びカの添付を省略することができます。

申請書類は、ア～クまでを番号順にならべた上で、1冊のファイル（A4判）に綴じ込んで、申請を希望する最寄りの支社等へ提出してください。

提出する申請書類には必ず返信用封筒（長3号）を必ず添付してください。この封筒は、後日、役務競争参加資格確認書を送付するために使用しますので、封筒には申請者の住所及び商号又は名称を記入し、80円分の切手を貼付してください。この際、2以上の支社等に競争参加を希望される方は、申請を希望する支社等の数の封筒（全ての封筒に申請者の住所及び商号又は名称を記入し、80円分の切手を貼付すること）を用意してください。

(5) 郵送受付を行うに当たっての注意事項

郵送による受付を希望する場合には、申請書類を同封した封筒の表に「役務資格確認申請書在中」と朱書のうえ、(3)に記載されたいずれかの支社等へ郵送してください。なお、書類の郵送は郵便書留にて行ってください。

申請書の記載事項に不備があった場合には、書類を返却の上、修正をお願いすることがあります。この場合、平成16年12月20日までに持参して修正をしていただかないと、定期による申請は認められません。十分時間に余裕を持って申請願います。

6 申請書類等の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成してください。この際、漢字はJIS第2水準のものを使用し、該当する漢字がない場合には、当該漢字の部分をカタカナで記入してください。JIS第2水準の範囲外の漢字を申請書に記入された場合でも、申請書は受理しますが、発行される資格確認書における当該漢字は、JIS第2水準の漢字に変換したものの若しくはカタカナに変換した形で発行される場合があります。
- (2) 申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

7 更生手続開始決定者等の取扱い

役務の一般競争（指名競争）参加資格があると認定を受けた後、会社更生法に基づく更生
手続開始決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者は、各支社等
の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行ってください。

なお、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格
が認定されませんのでご注意ください。

8 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

資格審査の結果、競争参加資格があると認定された場合には、申請の希望があった支社等よ
り「役務競争参加資格確認書」（以下「確認書」という。）を送付します。確認書の有効期間
は、定期の競争参加資格審査における確認書にあっては、確認書の交付日から次回の定期の確
認書の交付日の前日までとします。

9 申請書類及び手引書の販売箇所

(1) インターネット一元受付に係る作成の手引の販売箇所

インターネット一元受付に係る作成の手引は、平成16年10月1日以降、[別紙 1](#) の箇所で
販売しています。

(2) 文書受付に係る申請書・手引書の販売箇所

文書受付に係る申請書類及び手引書は、平成16年11月 1 日以降、[別紙 2](#) の箇所で販売し
ます。

10 その他

**独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部が発注する役務に係る資格
確認申請の受付については、鉄道建設本部と別に行っておりますので、国鉄清算事業本部公開
ホームページを参照して下さい。**